

## 平成 31 年度税制改正 ふるさと納税制度

高額な返礼品やその地域の名産品とは言えない商品券等を返礼品とするなど、度々問題視されてきたふるさと納税制度について、一部の自治体で改善が見られなかったことにより、今回の改正で法規制されることとなります。これにより、6月1日以降、基準を満たさない寄附に対しては、ふるさと納税（特例控除）の対象から外れます。

## 制度の概要と実績

ふるさとや応援したい自治体に寄附をする「ふるさと納税制度」として、従来からの個人住民税の寄附金税制が平成 20 年以降拡充され制定されました。自治体に対する寄附金額から自己負担額 2,000 円を差し引いた一定額が、所得税・個人住民税から控除されます。ふるさと納税は、寄附金の使い道を選ぶことができるほか、寄附のお礼として、自治体から返礼品を受け取ることができることが特徴です。平成 27 年 4 月以降の寄附からは、給与所得者等について、年間 5 自治体以内の寄附であれば確定申告をせずに控除が受けられる、「ワンストップ特例制度」が開始されたこともあり、年々利用者数を増やしてきました。総務省の発表によると、平成 30 年度課税における利用者数は約 296 万人、寄附金総額は約 3,482 億円となっています。

## 改正点

6月1日以降に支出された寄附金からは、次の基準に適合するものをふるさと納税（特例控除）の対象とします。

1. 総務大臣が指定した自治体であること
2. 1の自治体で、返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たすものであること
  - (1) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
  - (2) 返礼品を地場産品とすること

## 総務大臣の指定について

指定を受けようとする自治体は、ふるさと納税の募集の適正な実施に関する申出書を、提出期間内に、包括する都道府県を經由して総務大臣に提出します。返礼品を強調するような不当な宣伝広告を行わないことや、3割を超える返礼品を提供しないこと等が指定の基準となっています。総務大臣は申出書の内容を審議し、基準を満たす場合には、指定期間内において指定基準を満たす自治体として告示します。原則1年ごとの指定であり、基準に適合しない場合には取り消されます。

## 地場産品とは

返礼品の要件である地場産品とは以下のようなものをいいます。

- (1) 自治体区域内において生産されたもの
- (2) 自治体区域内において原材料の主要な部分が生産されたもの
- (3) 自治体区域内で製造加工などの主要な部分が行われ、付加価値が生じているもの
- (4) 自治体区域内において生産されたもので、近隣の他の自治体で生産されたものと混じることが避けられないもの（米など）
- (5) 自治体の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等で自治体独自の返礼品等であることが明白なもの
- (6) 上記いずれかに該当する返礼品等と、これらと関連のあるものを合わせて提供するもので、主要な部分が当該返礼品等であること
- (7) 自治体区域内において提供されるサービスであり、主要な部分が自治体と関連するものであること
- (8) 次のいずれかに該当する返礼品等であること
  - イ. 近隣の他の自治体との共同による上記のいずれかに該当する共通の返礼品等とするもの
  - ロ. 都道府県が区域内の複数の自治体と連携して共通の返礼品等とするもの
  - ハ. 都道府県が区域内の複数の自治体における特産品をその地域共通の返礼品等とするもの
- (9) 災害によって甚大な被害を受けたことにより、被害を受ける前に提供していた返礼品等を提供できなくなった場合において、代替するものとして提供するもの

## まとめ

指定を受けた自治体については、各自治体のふるさと納税募集ホームページ等で、随時指定を受けたことを確認できるようになります。一方で、指定を受けていない自治体は、寄附者に対してふるさとの納税の対象外であることについて、明示した上で寄附金を受領することとされていますので、6月以降に寄附をする際には、寄附先が指定を受けた自治体であること及び返礼品が地場産品であるか確認が必要です。（担当：生山 さき）